

平成24年度 第4回 国立大学法人鹿屋体育大学経営協議会 議事要旨

1. 日 時 平成25年3月15日（金） 10時10分～11時50分

2. 場 所 鹿屋体育大学管理棟2階「大会議室」
東京サテライトキャンパス「講義室」

3. 出席者 〔学内委員〕福永、松下、黒川、原田の各委員
〔学外委員〕上治、岡崎、小舘、宮嶋の各委員

4. 列席者 飯田、富岡の各監事、西園附属図書館長
荻田、瓜田、前田（明）の各学長補佐
事務局各課・室長

5. 内 容

（質疑の○は学外委員の発言を、●は学内委員及び学内者の発言を示す。以下同じ）

1）前回議事要旨確認

平成24年度第3回経営協議会の議事要旨（案）について確定された。（資料1）

2）審議事項

（1）平成25年度国立大学法人鹿屋体育大学年度計画について（資料2）

黒川委員から配付資料に基づき、平成25年度計画（案）として、教育研究に関する50項目及び業務・財務内容の改善に関する40項目の合計90項目を策定したこと等について説明があり、審議の結果、原案のとおり了承された。

（2）平成24年度鹿屋体育大学補正予算（第3次）について（資料3）

黒川委員から配付資料に基づき、運営費交付金の減額（69,864千円（給与の臨時特例法適用による減））及び復興関連事業における増額（23,322千円）に伴い、平成24年度鹿屋体育大学補正予算（第3次）を組むことについて説明があり、審議の結果、原案のとおり了承された。

（3）平成25年度国立大学法人鹿屋体育大学予算案について（資料4）

黒川委員から配付資料に基づき、平成25年度予算案（当初予算）について、財政規模、運営費交付金の大学改革促進係数に対応する予算額を設定したこと、総人件費抑制を原則として所要額を計上したこと、重点プロジェクト事業経費を確保したこと、及び予備費を設定したこと等について説明があり、審議の結果、原案のとおり了承された。

- 時間外勤務手当は誰を支給対象者としているか。
- 管理職を除いた事務系職員（非常勤を含む）である。
- サービス残業はしないように留意してほしい。三六協定（労使協定）は締結しているか。
- 締結している。

- 総人件費改革の期限はあるか。
- 平成 18～23 年度間でマイナス 6%となっている。

- 学長の裁量による教職員への報奨金制度はないか。
- そのような制度は設けていない。

- 大学は非常勤職員が多いが、貴学はどうか。
- 非常勤職員は、全体の 2 割弱（自己資金による雇用：22 名（園丁、清掃作業等 10 名、事務補佐員 12 名）、外部資金によるプロジェクト研究員等の雇用：19 名）である。
任期付きの助教は、教員全体の約 2 割である。

(4) 国立大学改革強化推進事業の実施にかかる中期計画の変更について（資料 5）

黒川委員から配付資料に基づき、国立大学改革強化推進事業の実施に伴う本学第二期中期計画の変更について説明があり、審議の結果、原案のとおり了承された。

- 筑波大学との共同学位プログラムの内容は決まっているか。
- 修士課程では国際的に活躍できる人材を育成し、博士後期課程では実践的な研究者を育成する大学院教育を目指して検討しているところである。

3) 報告事項

(1) 平成 25 年度鹿屋体育大学予算予定額の概要について（資料 6）

黒川委員から配付資料に基づき、平成 25 年 1 月 30 日付け文部科学省内示により、平成 25 年度予算予定額（運営費交付金対象事業及び受託事業等）について報告があった。

また、平成 25 年度国立大学法人運営費交付金等の概要として、国立大学改革強化推進補助金 140 億円（対前年度比 2 億円増）及び大学教育研究基盤強化促進費 45 億円（同 2 億円増）が措置されたこと等について説明があった。

(2) 平成 25 年度概算要求（施設整備事業）の実施予定事業について（資料 7）

黒川委員から配付資料に基づき、平成 25 年 1 月 29 日付け文部科学省内示により、平成 25 年度概算要求（施設整備事業）の実施予定事業について報告があった。

(3) 平成 24 年度国立大学改革強化推進事業について（資料 8）

黒川委員から配付資料に基づき、平成 24 年度国立大学改革強化推進補助金の対象事業に、「筑波大学と鹿屋体育大学の連携による体育・スポーツにおける共同専攻の設置」事業が採択されたこと、及び同事業内容等について報告があった。

(4) 平成 23 事業年度の国立大学法人等における剰余金の翌事業年度への繰り越しに係る承認について（資料 9）

黒川委員から配付資料に基づき、平成 23 事業年度における剰余金の翌事業年度への繰り越しに係る申請書を文部科学大臣に提出したことの報告があった。

4) 学内外の諸情勢について

(1) 平成 25 年度鹿屋体育大学入試状況について（資料 10）

松下委員から配付資料に基づき、平成 25 年度における本学体育学部及び大学院入試の実施状況について報告があった。

(2) 学生の競技成績について（平成 25 年 1 月～2 月）（資料 11）

瓜田学長補佐から配付資料に基づき、平成 25 年 1 月から 2 月までの本学学生の競技成績について報告があった。

- 今年の卒業生のうち、J リーガーになる者は何名いるか。
- J1 に 1 名、J2 に 2 名である。

(3) 平成 25 年度強化指定競技及び重点強化指定選手・チームについて（資料 12）

瓜田学長補佐から配付資料に基づき、平成 25 年度の強化指定競技及び重点強化指定選手・チームについて報告があった。

(4) 平成 24 年度授業料特別免除等の実施状況について（資料 13）

前田学長補佐から配付資料に基づき、平成 24 年度授業料特別免除等の実施状況について報告があった。

5) その他

- 昨今の社会問題となっている指導者の体罰に関して、ヒアリング調査は実施したか。
- 実施した。また、教員の協力も得ながら、体罰防止に関するマニュアル作りを進めているところである。
- この問題は、アスリートの尊厳を守るためにも、スポーツ界全体で取り組んでいかなければならない。
- 本学においては、体罰を肯定的に捉えている学生もいるので、まずはその意識を改めていく

教育をしなければならないと考えている。

- 指導する側とされる側の意識を改め、お互いのコミュニケーション能力を高めることが大事だと考える。
- スポーツは自発的にやるものなので、体罰問題が起こるということは、指導者が強要したり、要求するものが多過ぎるからではないか。社会で認められないことがスポーツの場面で特例として認められてはいけない。
また、海外で指導現場を視察した際に、ゲームで敗れたチームと一緒に、その指導者が率先して罰ゲームを受けていた姿が印象的だった。
- 海外では、自分で考え、意見を言うことができ、意見が対立したときは議論ができるような教育をしている。日本では一方通行の教育が多いので、教育そのものの在り方を根本から考える必要があるのではないか。
- 何事においても、できない人を排除するのではなく、一人ひとりに合った教育をしていくべきだと考える。
- 教育問題は色々な意見が出てくる。このような問題を正面から受け止め考えていきたい。

以上